

移動通信分野における接続料等と利用者料金との関係の検証結果について

令和8年4月14日

事 務 局

- MNOとMVNOとの間のイコールフットイングを確保する観点から、第二種指定電気通信設備を設置する事業者が設定する接続料等と利用者料金との関係について、価格圧搾による不当な競争を引き起こすことにならないかを確認することを目的として、令和4年度より、「移動通信分野における接続料等と利用者料金との関係の検証に関する指針」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、検証を実施している。

- 「移動通信分野における接続料等と利用者料金との関係の検証に関する指針」（抜粋）

＜検証方法＞

（前略）検証対象サービス等（中略）ごとに、利用者料金による指定事業者の収入と、検証対象サービス等の提供に必要と考えられる設備等費用（接続料相当額及びその他の設備費用をいう。（中略））を比較し、その差分が利用者料金で回収される（中略）営業費相当額（中略）を下回らないものであることを確認することで、競争事業者が検証対象サービス等と同等の価格で競合サービス等の提供を行うことが可能な接続料等の水準となっているかを検証する。（後略）

- 本WG第4回会合において、①MNOとMVNOとの料金の近接状況、②MVNOからの具体的な課題に基づく検証要望の有無、③検証の合理性の有無、及び前回検証対象サービス等については前回検証時からの状況変化の有無を確認し、以下のとおり今次検証対象サービス等を選定した。

事業者	ブランド等	データ容量	サービス等	備考
NTTドコモ	ドコモ	4GB	ドコモ mini	2025年6月5日より提供開始
KDDI	povo2.0	360GB / 365日	データ追加360GB（365日間）	—
ソフトバンク	Y!mobile	30GB (+ 5GB)	シンプル3 Mプラン	2025年9月25日より提供開始

- 今般、MNO各社から、上記検証対象サービス等に関する検証結果の提出があったため、検証結果の妥当性について総務省において確認する。

検証を行う際に設備等費用の算定に用いる実績の対象期間、対象オプション等（赤字は本WG第4回会合資料から変更があった箇所）

NTTドコモ	<ul style="list-style-type: none"> ・実績の対象期間：2025年7月1日から12月31日 ・対象オプション：「1G追加オプション」を算入
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ・実績の対象期間：2025年1月1日から12月31日まで ・対象オプション：対象期間中に360GB/365日トッピングを購入した利用者を対象者とし、利用者料金については対象者が対象期間中に購入した検証対象トッピング（検証対象トッピング購入後に追加購入したデータ及び音声トッピングを含む）の総収入を対象者数で除した金額、利用実績については対象者のデータ使用量及び音声利用実績に相当するものをそれぞれ対象者数で除したものとする。対象期間前に検証対象トッピングを購入した利用者が対象期間中に利用した実績を含む。
ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none"> ・実績の対象期間：提供開始日である2025年9月25日から12月31日まで ・対象オプション：従量オプションも含めY!mobileシンプル3 Mプランとして提供しているため、オプション非加入ユーザ・加入ユーザは分けずに検証を実施（昨年度Y!mobileシンプル2 Mプランの検証時も同様に実施）

➤ 今次検証の対象に選定されたサービス等について、各社で検証を実施したところ、全ての検証対象サービス等について利用者料金による収入と接続料等の費用の差分が営業費相当額を下回らないことが確認された。

事業者	対象サービス等	検証に用いた項目	検証結果
NTTドコモ	ドコモ mini (4GB)	(1) 設備等費用 ①データ接続料相当額 ②音声接続料相当額 ③その他の設備費用 (国際ローミングに係る費用、インターネット接続サービスに係る費用等) (2) 営業費相当額 (3) 利用者料金	○
KDDI	povo2.0 データ追加360GB (365日間)		○
ソフトバンク	Y!mobile シンプル3 Mプラン (30GB+ 5GB)		○

ドコモ mini

povo2.0

Y!mobile

(利用者料金) 基本料金 音声通話料金 オプション料

(接続料等) データ接続料相当額 音声接続料相当額 その他の設備費用 営業費相当額

➤ ガイドラインにおいては、データ接続料相当額の算出について以下のとおり規定。

- 「移動通信分野における接続料等と利用者料金との関係の検証に関する指針」（抜粋）

＜データ伝送役務に係る接続料相当額＞

データ伝送役務に係る接続料相当額は、検証を行う事業年度の前事業年度のうち最も通信量の多い1日における最大占有帯域及び設備容量の上限値（bps）を基礎として、月額GB単価（円/月・GB）を算出し、その価額にサービス等の平均使用通信量（GB）を乗じることで、算出する。

なお、具体的な計算式は、以下のとおり。

$$[\{ \text{設備容量の上限値} \times \text{届出接続料}^{\ast 1} \text{の単価} \} / \{ \text{最繁忙時（1時間）のトラヒック量} / \text{最繁忙時集中度}^{\ast 2} \times 30.4 \text{日} \}] \times \text{平均使用通信量}$$

※ 1 競争事業者又はその関連団体から本件検証を実施する旨の要望があった時点で競争事業者が指定事業者に対して支払っている予測接続料

※ 2 1年のうち最も通信量の多い1日内の最繁忙時（1時間）のトラヒック集中度

➤ データ接続料相当額の算出に当たって用いる詳細な数値については以下のとおり。「設備容量の上限値」については、前回検証時と同様、各社とも、対象プランやブランドごとの値ではなく、全ブランド共通の値を採用。

	ドコモ mini	povo2.0	Y!mobile
月額GB単価[円/月・GB]			
$\frac{\text{設備容量の上限値[Mbps]} \times \text{届出接続料[円/10Mbps \cdot 月]} \times 10}{\frac{\text{最繁忙時トラヒック量[GB/BH]} \times 30.4[\text{日}]}{\text{最繁忙時集中度[\%]}}}$			
設備容量の上限値[Mbps]	※各社ともメイン/サブブランドで同一の上限値を採用		
届出接続料の単価 ※ [円/10Mbps・月]	108,740 円/10Mbps・月	101,257 円/10Mbps・月	89,267 円/10Mbps・月
最繁忙時トラヒック量[GB/BH]			
最繁忙時集中度[%]			
平均使用通信量[GB]			
金額[月額GB単価×平均使用通信量]			

※ 2025年2月届出の2025年度回線容量単位データ予測接続料

➤ ガイドラインにおいては、音声接続料相当額の算出について以下のとおり規定。

- 「移動通信分野における接続料等と利用者料金との関係の検証に関する指針」(抜粋)

＜音声伝送役務に係る接続料相当額＞

(i) 全契約数の過半数が接続機能を利用している場合

基本料については音声伝送役務に係る届出接続料の基本料により、通話料については当該届出接続料の通話料に1人当たりの平均通話時間を乗じた額により算出する。

(ii) 接続機能を利用している契約数が全契約数の半数以下の場合

基本料については音声伝送役務に係る卸電気通信役務の基本料により、通話料については音声伝送役務に係る届出接続料の通話料に1人当たりの平均通話時間を乗じた額により算出する。

ただし、接続機能を利用している契約数が全契約数の半数以下となっている場合であっても、特段の事情により指定事業者が音声伝送役務を提供する競争事業者数のうち過半数が接続機能を利用しているときには、(i)と同様の方法で算出する。

➤ 音声接続料相当額の算出に当たっては、各社とも「全契約数の過半数が接続機能を利用している場合」に該当することから、上記の(i)に基づいて算出を実施。

ドコモ mini

povo2.0

Y!mobile

音声接続料相当額の算出方法	(i)の音声接続料の基本料に基づき算出		
基本料 <small>※音声回線管理機能等に係る接続料に、緊急通報等に係る卸料金(コストベース)を加えたもの</small>			
通話料			
通話料単価	2.7387円/分 (0.045645円/秒)	2.93778円/分 (0.048963円/秒)	3.27426円/分 (0.054571円/秒)
平均通話時間			
金額[基本料+通話料]			

➤ ガイドラインにおいては、その他の設備費用について以下のとおり規定。

- 「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」（抜粋）

<その他の設備費用>

インターネット接続サービスに係る費用、P-GW（Packet Data Network Gateway）に係る費用、他事業者との接続に際して支払う費用及び国際ローミングに係る費用の合計により算出する。

ドコモ mini

povo2.0

Y!mobile

インターネット接続サービスに係る費用

P-GWに係る費用

他事業者との接続に際して支払う費用

国際ローミングに係る費用

➤ ガイドラインにおいては、営業費相当額について以下のとおり規定。

- 「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」（抜粋）

＜営業費相当額＞

第二種指定電気通信設備接続会計規則に基づく移動電気通信役務収支表の営業収益に対する営業費*（社会貢献活動に係る営業費等指定事業者のサービス等（それに付随するものを含む。）の提供を直接目的としないものを除く。）の割合の直近5年間の平均値により算出する。

* 検証対象となったサービス等の提供に際して発生し得ない費用がある場合、当該費用については営業費から除く。

➤ 営業費相当額の算出に当たっては、検証対象サービス等の提供を直接目的としない費用（例：社会貢献活動に係る営業費等）を控除した上で、2020年度から2024年度までの営業費比率の平均を用いて営業費相当額の割合を算出。（povo2.0についてはオンライン限定プランであるため店頭販売に係る営業費等を控除。その他については店頭で契約可能なプランであるため、店頭販売に係る営業費等の控除は行っていない。）

ドコモ mini

povo2.0

Y!mobile

営業費相当額（％）

--	--	--	--

（参考）直近5年間の営業費比率の推移

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
2020年度			
2021年度			
2022年度			
2023年度			
2024年度			

➤ ガイドラインにおいては、利用者料金のうち音声通話料金について以下のとおり規定。

- 「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」（抜粋）

＜利用者料金＞

(ii) 音声通話料金の取扱い

利用者料金のうち、音声通話に係る料金については、検証対象サービス等における各音声通話プランへの加入割合及び各音声通話プラン加入者が支払う平均通話料（定額料金及び従量料金を含む。）に基づく加重平均により算出する。

➤ 音声通話料金は検証対象サービス等の契約者に占める定額プラン加入者、準定額プラン加入者及びプラン未加入者の構成比等に基づき算出。

ドコモ	
povo2.0	
Y! mobile	

利用者料金の概要

赤枠内構成員限り

8

➤ 各社の利用者料金については、ガイドラインの規定に基づき以下のとおり算出。

(税抜)	ドコモ mini	povo2.0	Y!mobile
基本料	2,500 円	0 円	3,780 円
音声通話料金			
定額・準定額料金			
従量制料金			
オプション			
各種割引 ※詳細は次ページ		—	
セット割引		—	
家族割及び親子割		—	
特定決済方法割引		—	
利用者料金			

(税抜)

➤ ガイドラインにおいては、利用者料金について以下のとおり規定。

- 「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」（抜粋）

＜利用者料金＞

(i) 利用者料金に関する割引*の取扱い

利用者料金に関する割引については、次のとおり、1人当たり割引相当額を算出し、利用者料金の額から控除することとする。

- ・ 指定事業者が提供する全てのサービス等に適用される割引にあつては、全ての利用者に占める現に割引を受ける者の割合に割引額を乗じた金額
- ・ **検証対象サービス等を含む一部のサービス等のみ適用される割引**にあつては、当該一部のサービス等の利用者に占める現に割引を受ける者の割合に割引額を乗じた金額
- ・ **セット割引適用サービスとのセット割引**にあつては、検証対象サービス等の利用者に占める現に当該セット割引を受ける者の割合に、当該セット割引の割引額のうち検証対象サービス等に係る割引額を乗じた金額**。なお、検証対象サービス等に係る割引額は、次のとおりとする。
 - ・ 検証対象サービス等を提供する指定事業者が提供するセット割引適用サービスとのセット割引においては、当該セット割引の割引額の総額を独立販売価格***及び当該セット割引に紐づく両者の回線数を基に当該検証対象サービス等及び当該セット割引適用サービスに案分するなど合理的な方法により算出するものとする。なお、具体的な計算式の例は次のとおりとする。

$$D \times \frac{P_{\alpha}}{P_{\alpha} + P_{\beta} \times \gamma}$$

検証対象サービス等 α とあるサービス β とのセット割引における α 1回線あたりの割引額： D
 α の独立販売価格： P_{α}
 β の独立販売価格： P_{β} （同種のサービスが複数存在する場合は加重平均により算出）
 当該セット割引に紐づく α 1回線あたりにおける β の回線数の割合： γ

- ・ 検証対象サービス等を提供する指定事業者以外の電気通信事業者が提供するセット割引適用サービスとのセット割引においては、現に検証対象サービス等の料金に対して適用される割引額とする。
 - * 特定決済方法割引を含む。社会福祉を目的とする割引であつて、公的機関が発行する証明書の確認を要件とするもの並びにセット割引適用サービス以外の通信サービス及び非通信サービス等とのセット割引を除く。
 - ** セット割引が適用されるセット割引適用サービスにおいて、同種のサービスが複数存在する場合は、検証対象サービス等の利用者に占める各セット割引の対象者の割合に基づく加重平均により算出する。
 - *** 財又はサービスを独立して企業が顧客に販売する場合の価格。

➤ 今回の検証においては、利用者料金から、「検証対象サービス等を含む一部のサービス等のみ適用される割引」として**セット割引**、**家族割**、**親子割**及び**特定決済方法割引**に係る割引額を控除。

利用者料金②：セット割引

赤枠内構成員限り

10

各社の利用者料金から控除するセット割引に係る割引額は、ガイドラインの規定に基づき以下のとおり算出。

	ドコモ mini	povo2.0	Y!mobile
セット割引の総額	▲1,100 円	—	▲1,500 円
うち検証対象サービス等側に係る割引額			
	<p>(光セット割)</p> <p>▲1,100[円]</p> <p>× $\frac{2,500[円]}{2,500[円] + \text{[]}[円] \times \text{[]}}$</p> <p>⇒ ▲ [] 円</p> <p>検証対象サービス等1回線に紐付く セット割引適用サービスの回線数の割合</p> <p>検証対象サービス等に紐付く セット割引適用サービスの独立販売価格 (加重平均)</p>	—	<p>▲1,500[円]</p> <p>× $\frac{3,780[円]}{3,780[円] + \text{[]}[円] \times \text{[]}}$</p> <p>⇒ ▲ [] 円</p> <p>検証対象サービス等1回線に紐付く セット割引適用サービスの回線数の割合</p> <p>検証対象サービス等に紐付く セット割引適用サービスの独立販売価格 (加重平均)</p>
	<p>(home5Gセット割)</p> <p>▲1,100[円]</p> <p>× $\frac{2,500[円]}{2,500[円] + \text{[]}[円] \times \text{[]}}$</p> <p>⇒ ▲ [] 円</p> <p>検証対象サービス等1回線に紐付く セット割引適用サービスの回線数の割合</p> <p>検証対象サービス等に紐付く セット割引適用サービスの独立販売価格 (加重平均)</p>	—	
現にセット割引の適用を受ける者の割合		—	
本件検証において利用者料金から控除する金額		—	

(税抜)

▶ 各社のその他割引については、ガイドラインの規定に基づき以下のとおり算出。

	ドコモ mini	povo2.0	Y!mobile
家族割総額	—	—	▲1,000円
現に家族割の適用を受ける者の割合	—	—	
本件検証において利用者料金から控除する金額	—	—	
(税抜)			
親子割総額	—	—	▲1,000円
現に親子割の適用を受ける者の割合	—	—	
本件検証において利用者料金から控除する金額	—	—	
(税抜)			
特定決済方法割引総額	▲500円 / ▲200円	—	▲500円 / ▲300円
現に特定決済方法割引の適用を受ける者の割合		—	
本件検証において利用者料金から控除する金額		—	
(税抜)			

接続料等と利用者料金の関係の検証結果

2026年3月31日
NTTドコモ

検証対象	検証に用いた接続料等※1	検証結果※2
ドコモ mini (4GB)	<ul style="list-style-type: none"> ・データ伝送役務に係る接続料相当額 ・音声伝送役務に係る接続料相当額 ・国際ローミングに係る費用 ・インターネット接続サービスに係る費用 ・P-GWに係る費用 ・他事業者との接続に際して支払う費用 	○

※1 検証に用いた具体的な値は当社のサービス戦略に係る経営情報であるため非公表とする

※2 検証対象サービス等の利用者料金による当社の収入と当該サービス等の提供に必要な設備等費用の差分が営業費相当額を下回らない場合に、検証結果を“○”とする

＜算定方法＞

利用者料金	基本料金	2,500円
	FTTHアクセスサービスとのセット割	検証対象サービス等の契約者数に占めるセット割の適用対象となる契約者数の割合と、セット割の割引額のうち検証対象サービス等に係る割引額に基づき算定
	特定決済方法割引	検証対象サービス等を含む一部のサービス等の利用者に占める現に特定決済方法割引の適用対象となる契約者数の割合と、特定決済方法割引額に基づき算定
	音声通話料金	契約者数及び各音声通話プラン契約者が支払う通話料（従量料金を含む）に基づき算定
設備等費用	データ接続料相当額	（接続料単価） MVNOから本件検証の要望があった時点で適用している予測接続料（108,740円/10Mbps [2025年2月届出]）を使用 （平均使用通信量） 2025年7月～12月の平均使用通信量を使用 （設備容量の上限値の考え方） 2024年度の実績を使用（いずれのプランも共通）
	音声接続料相当額	①基本料※3 MVNOから本件検証の要望があった時点で適用している接続料（68円[2025年3月届出]）、課金情報提供機能（8円[2025年3月届出]）を使用 ②通話料 （接続料単価）MVNOから本件検証の要望があった時点で適用している接続料（0.045645円/秒[2025年3月届出]）を使用 （平均通話時間）2025年7月～12月の平均通話時間を使用
	その他費用	2024年度の実績を主に使用
営業費相当額		接続会計に基づく移動通信役務の営業収益に対する営業費用の割合の直近5年平均（2020年度～2024年度）を使用 なお、検証対象サービス等の提供に際して発生し得ない営業費は算定から除外

※3 MVNOの音声契約者の過半数が接続を利用しているため、届出接続料の基本料を使用/緊急通報の卸料金（コストベース）を含む

移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証結果（2026年3月31日）

<検証結果>

検証対象		検証に用いた接続料等※1	検証結果※2
povo2.0	データ追加360GB (365日間)	<ul style="list-style-type: none"> ・データ伝送役務に係る接続料相当額 ・音声伝送役務に係る接続料相当額 ・国際ローミングに係る費用 ・インターネット接続サービスに係る費用 ・P-GWに係る費用 ・他事業者との接続に際して支払う費用 	○

<算定方法>

利用者料金	収入額		2025年1月～2025年12月分の利用者料金を使用 なお、音声通話料金は契約者数及び各音声通話プラン契約者が支払う通話料（従量料金を含む）に基づき算定	
	家族割		対象外	
	FTTHアクセスサービス等とのセット割引※3		対象外	
	特定決済方法割引		対象外	
設備等費用	データ接続料 相当額	接続料単価	MVNOから本件検証の要望があった時点で適用している予測接続料（101,257円/10Mbps [2025年2月届出]）を使用	
		平均使用通信量	2025年1月～2025年12月分の平均使用通信量を使用	
		設備容量の上限値の考え方	2024年度の実績を利用（各ブランドにて共通の値を使用）	
	音声接続料 相当額	①基本料※4		MVNOから本件検証の要望があった時点で適用している接続料（86円[2025年3月届出]）等を使用
		②通話料	接続料単価	MVNOから本件検証の要望があった時点で適用している接続料（0.048963円/秒[2025年3月届出]）を使用
			平均通話時間	2025年1月～2025年12月分の平均通話時間を使用
その他費用		2024年度の実績を使用		
営業費相当額			接続会計に基づく移動通信役務の営業収益に対する営業費用の割合の直近5年平均（2020年度～2024年度）を使用 なお、検証対象サービス等の提供を直接目的としない費用は算定から除外	

※1 検証に用いた具体的な値は当社のサービス戦略に係る経営情報であるため非公表とする。

※2 検証対象サービス等の利用者料金による当社の収入と当該サービス等の提供に必要な設備等費用の差分が営業費相当額を下回らない場合に、検証結果を“○”とする。

※3 FTTHアクセスサービス、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（共用型）、モバイルルーターサービス及びケーブルテレビサービスとのセット割引。

※4 契約者数の過半数が接続を利用しているため、届出接続料の基本料に緊急通報の卸料金を加えたものとする。

接続料と利用者料金の関係の検証結果（2026年3月31日）

検証品目	検証に用いた接続料等※1	検証結果※2
Y!mobile シンプル3 Mプラン	<ul style="list-style-type: none"> データ伝送役務に係る接続料相当額 音声伝送役務に係る接続料相当額 国際ローミングに係る費用 インターネット接続サービスに係る費用 P-GWに係る費用 他事業者との接続に際して支払う費用 	○

<算定方法>

利用者料金	2025年度（第3四半期まで）の平均利用者料金（「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」を踏まえ各種割引を考慮）を使用	
設備等費用	データ接続料相当額	接続料単価：MVNOから本件検証の要望があった時点で適用している予測接続料（89,267円/10Mbps[2025年2月届出]）を使用 平均使用通信量：2025年度（第3四半期まで）の平均使用通信量を使用 設備容量の上限値の考え方：2024年度の実績を使用（いずれのブランドも共通）
	音声接続料相当額	①基本料※3 MVNOから本件検証の要望があった時点で適用している00XY自動付与機能接続料（90円/回線[2025年3月届出]）等を使用 ②通話料 接続料単価：MVNOから本件検証の要望があった時点で適用している通話モード接続料（0.054571円/秒[2025年3月届出]）を使用 平均通話時間：2025年度（第3四半期まで）の平均通話時間を使用
	その他費用	2024年度の実績を使用
営業費相当額	接続会計に基づく移動通信役務の営業収益に対する営業費用の割合の直近5年平均（2020年度～2024年度）を使用。	

※1 検証に用いた具体的な値は当社のサービス戦略に係る経営情報であるため非公表とする。

※2 検証対象サービス等の利用者料金による当社の収入と当該サービス等の提供に必要な設備等費用の差分が営業費相当額を下回らない場合に、検証結果を“○”とする。

※3 契約者の過半数が接続を利用しているため、届出接続料の基本料に緊急通報の卸料金（コストベース）を加えたものとする。

© 2026 SoftBank Corp.

検証結果

- 今回検証の対象となっただけのサービス等についても、利用者料金による収入と当該サービス等の提供に必要と考えられる設備等費用の差分が営業費相当額を下回らないものであり、当該検証対象サービス等の価格は価格圧搾による不当な競争を引き起こす水準ではないと認められる。

次回以降の検証に向けた方針

<検証対象・検証時期、検証結果の公表>

- 以下のとおりとすることが適当ではないか。
 - ・ 今回の検証対象となったサービス等については、利用者料金の低廉化や接続料等の上昇等、今回の検証からの状況変化がみられない限りにおいては、再度の検証を行わない。
 - ・ 検証の実施時期については、ガイドラインの規定に基づき、臨時の検証を含めて柔軟に検討する。特に各社により新たな料金プランが発表された場合であって競争事業者から具体的な課題に基づく要望が寄せられた場合には、当該料金プランを検証する合理性について速やかに検討する。
 - ・ 検証の透明性を高める観点から、引き続き可能な範囲で検証内容を公表する。

<その他>

- MNO各社から衛星ダイレクト通信の提供が発表されているところ、今後、モバイルスタックテストにおける検証対象サービス等に衛星ダイレクト通信又は衛星ダイレクト通信とのセット割引等が含まれる場合には、検証における扱いについて、注視が必要である。

考え方

① 通信品質の差異とプラン価格の近接性

- MVNOからは、仮にMNOと同等の通信品質を確保する場合、現在の接続料水準ではMNOと同等の料金水準でサービスを提供することが不可能との意見が示されている。
- モバイルスタックテストは、MNOとMVNO間のイコールフットイングを確保する観点から、MNOが設定する第二種指定電気通信設備との接続に関する接続料及び当該設備を用いる卸電気通信役務の料金と、MNOが設定する利用者料金との関係の妥当性を検証しているものであり、現在の検証には一定の合理性があると考え。他方、**MVNOの意見は、スタックテストというよりは現在の帯域課金データ接続料に対する意見とも考えられ、今後、5G（SA方式）のスライシング提供に対応したネットワーク開放ルールの在り方を検討する際に、参考とすることが適当である。**

② 検証時の「営業費相当額」

- 研究会第九次報告書のとおり、接続会計を基に営業収益の割合の直近5年間の平均値により営業費相当額を算出する現在の方法は、一定の合理性があると考えられることから、引き続き現在の方法を維持することとし、今後、MNO各社の営業費比率が前年度と比べて著しく上昇しているような場合には、必要に応じて改めて検討することが適当である。

③ データ接続料の単価が上昇した場合の過去検証済みプランの再検証

- 研究会第九次報告書のとおり、スタックテストの対象となったサービス等について、利用者料金の低廉化や接続料等の上昇等、今回の検証からの状況変化がみられない限りにおいては、再度の検証を行わないことが適当であるが、特に大容量プランについては、サービス等の提供に必要と考えられる設備等費用に占めるデータ接続料相当額の割合が相対的に大きいことから、費用配賦見直し等によるデータ接続料の上昇や、データ容量の増量に伴う平均使用通信量の増加については注視することが適当である。

④ NTNサービスとのセット割引

- 今般の検証対象サービス等には、衛星ダイレクト通信が料金に含まれるもの又は衛星ダイレクト通信とのセット割引等は存在しないと考えられるが、**今後、モバイルスタックテストにおける検証対象サービスに衛星ダイレクト通信又は衛星ダイレクト通信とのセット割引等が含まれる場合には、検証における扱いについて、注視が必要である。**

⑤ その他

- 内部相互補助によって料金水準が維持されていることへの懸念については、モバイルスタックテストは、MNOが設定する第二種指定電気通信設備との接続に関する接続料及び当該設備を用いる卸電気通信役務の料金と、MNOが設定する利用者料金との関係の妥当性を検証しているものであり、その原因が内部相互補助にあるかどうかに関わらず、利用者料金による指定事業者の収入と当該サービス等の提供に必要と考えられる設備等費用の差分が営業費相当額を下回る場合には措置が求められることとなっていることから、その検証のために、内部相互補助に係る会計的な説明を求める必要はない。
- 帯域設定の柔軟化については、研究会第九次報告書のとおり、まずは事業者間で協議を進めていくことが適当ではないか。他方、**従量課金に係る意見は、スタックテストというよりは現在の帯域課金データ接続料に対する意見とも考えられ、今後、5G（SA方式）のスライシング提供に対応したネットワーク開放ルールの在り方を検討する際に、参考とすることが適当である。**

○ その他、MVNO各社からの要望・意見及びそれに対するMNOからの意見は以下のとおり。

① 通信品質の差異とプラン価格の近接性

MVNO	MNO
<p>➢ MVNOと価格近接するMNOサブブランドは、MVNOと遜色ない料金水準でありながら、通信品質はMNOメインブランド並みとなっています。 仮にMNOサブブランドと同等の通信品質を確保したうえでプラン設計をしたとしても、現状の接続料水準ではMNOサブブランドと同等の料金水準でサービスを提供することは到底不可能です。 そのような状況で、MNOが自らMVNOに対抗するプラン価格を設定することは、MVNOにとって大きな競争脅威と受け止めております。 (IIJ)</p>	<p>➢ 接続料の算定等に関する研究会第8次報告書の考え方に示されたとおり、MNO・MVNO間の通信品質の同等性については、「検証対象サービス等の選定後に実際にMNOにおいて検証を行う際には、MNOの通信品質を前提として、MNOの接続料等と利用者料金の関係について確認を行うため、仮にMNO・MVNOに通信品質の差異がある場合でも、検証結果には影響しない」と理解しております。(KDDI)</p>

② 検証時の「営業費相当額」について

MVNO	MNO
<p>➢ 営業費相当額（第二種指定電気通信設備接続会計規則に基づく移動電気通信業務収支表の営業収益に対する営業費）では、人件費や広告宣伝費等の費用計上の按分や割合が非開示であるため、検証時には営業費相当額が直近1年間で大きな変化がなかったか等を注視いただき、大きな変化が認められる場合は、直近の営業費相当額での検証の必要性についてご議論いただければと思います。(IIJ)</p>	<p>➢ 第94回接続料の算定等に関する研究会にて事務局よりご発言があった通り、MNO各社の営業費比率が前年度と比べて著しく上昇しているような場合には、必要に応じて改めて検討することが適当であるとされたものと認識 (NTTドコモ)</p> <p>➢ 接続料の算定等に関する研究会第9次報告書の考え方に示されたとおり、「接続会計を基に営業収益の割合の直近5年間の平均値により営業費相当額を算出する現在の方法は、一定の合理性があると考えられることから、引き続き現在の方法を維持することとし、今後、MNO各社の営業費比率が前年度と比べて著しく上昇しているような場合には、必要に応じて改めて検討することが適当である」とされ、本スタックテストは上記考え方にに基づき実施されるものと考えております。(KDDI)</p> <p>➢ 直近1年間の営業費相当額では、その年のみ生ずる特有の要素を排除できず、一断面での検証となる可能性があることから、モバイルスタックテスト指針のとおり5年平均とすべきと考えますが、まずは、接続料算定研究会第9次報告書のとおり、「接続会計を基に営業収益の割合の直近5年間の平均値により営業費相当額を算出する現在の方法は、一定の合理性があると考えられることから、引き続き現在の方法を維持することとし、今後、MNO各社の営業費比率が前年度と比べて著しく上昇しているような場合には、必要に応じて改めて検討することが適当」と考えます。(ソフトバンク)</p>

③データ接続料の単価が上昇した場合の過去検証済みプランの再検証／④NTNサービスとのセット割引

③ データ接続料の単価が上昇した場合の過去検証済みプランの再検証

MVNO	MNO
<ul style="list-style-type: none">一部のMNOにおいて、データ接続料は上昇の見込みが示されており、今後データ接続料の単価が上昇した場合は、過去に検証済みプランについても再検証をいただきたい（オプテージ）データ接続料は今後上昇・横ばいに転じる見通しが出されており、過去に検証済みのプランについても、データ接続料の単価が上昇した場合には再検証をいただきたい（MVNO委員会）	<ul style="list-style-type: none">接続料の算定等に関する研究会第9次報告書の考え方に示されたとおり、「どのような状況変化があった場合に再度の検証を行うことが適切かについては、特に要件③の検証の合理性が認められるかどうかの観点から、本研究会において、都度モバイルスタックテスト指針に示された要件に沿った判断が適当」と認識しております。（KDDI）

④ NTNサービスとのセット割引

MVNO	MNO
<ul style="list-style-type: none">セット割適用サービスについて、NTNサービスとのセット割引も開始されていることから、同様にセット割引適用対象として検証を要望（MVNO委員会）	<ul style="list-style-type: none">NTNサービスの割引は、プランへの割引ではなく、当該NTNサービス単体に対する割引であるため考慮は不要。（KDDI）NTNサービスとのセット割引がモバイル市場に与える影響等について、必要に応じて確認していくことから始めていくべきと考えます。（ソフトバンク）

⑤その他

MVNO	MNO
<p>➤ MNO廉価プラン等（特に中～大容量プラン、無料通話オプション）を対象に、MVNO向け接続料（データ・音声）を原価として差し引いた場合の採算性を徹底的に検証いただきたい。（MVNO委員会）</p>	<p>—</p>
<p>➤ MNOに対し、廉価プラン等が内部補助によって不当に維持されていないことの会計的な説明を求めたい（MVNO委員会）</p>	<p>➤ スタックテストは価格圧搾による不当な競争を引き起こすことにならないかを確認する目的で実施するものであることから、GLに則って判断されるべきものとする（NTTドコモ）</p> <p>➤ モバイルスタックテストの目的は、移動通信分野における接続料等と利用者料金との関係の検証に関する指針に示されているとおり、「MNOとMVNO間のイコールフットイングを確保する観点から、第二種指定電気通信設備との接続に関する接続料及び当該設備を用いる卸電気通信役務の料金と利用者料金との関係の妥当性を検証する」ものであり、当該指針に沿って本スタックテストが実施されていると理解しております。（KDDI）</p> <p>➤ そもそも、スタックテスト検証で価格圧搾による不当な競争を引き起こすものではない旨確認を行うことで十分と考えます。なお、当社はソフトバンク・ワイモバイル・LINEMOといったプランごとの区分けでの会計は作成しておらず、ご要望されたような説明は不可能です。（ソフトバンク）</p>
<p>➤ 5G（SA方式）の機能開放においてはMVNOでも通信品質を確保することが重要であり、従来のピーク時基準の帯域課金では、ピークと非ピークの差拡大による費用対効果の低下が懸念される。帯域設定の柔軟化を事業者協議で進めるべきだと整理されているが、MNOが従量課金の選択肢を用意するなど議論を深める必要がある。（MVNO委員会）</p>	<p>➤ 第96回接続料の算定等に関する研究会において、構成員よりご発言があったとおり、「接続料に関しては、従量課金という考え方もあり得る中で、帯域課金の方がMVNOの予見性が高いということで帯域課金が選択されてきたという経緯がある」という点等も踏まえる必要がある。なお、現時点においてMVNOから時間単位による帯域設定変更の柔軟化の要望はいただいていない（NTTドコモ）</p> <p>➤ 接続料の算定等に関する研究会第9次報告書の考え方に示されたとおり、「帯域設定変更の柔軟化の要望については、まずは事業者間で協議を進めていくことが適当」と認識しております。（KDDI）</p> <p>➤ MNOはピークと非ピークの差による費用対効果も踏まえ、設備投資を行い、必要な帯域を確保しています。現行の帯域課金は、MVNOも同様の検討を行って必要な帯域を確保する必要がある点で、イコールフットイングは確保されています。また、従量課金化に関しては、「接続料に関しては、従量課金という考え方もあり得る中で、帯域課金の方がMVNOの予見性が高いということで帯域課金が選択されてきた」という経緯があります。（ソフトバンク）</p>